

# ひょうごフィールドパビリオンエクスカーショント型磨き上げ業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオンエクスカーショント型磨き上げ業務

## 2 業務目的

2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）を契機に、地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）」を展開している。

持続可能な地域社会の実現に向けて、FPプログラムの磨き上げ、サポート人材の育成、プログラム間の相互連携の促進とともに、旅行商品化や誘客促進を図るため、旅行エージェント及びプレイヤーやサポート人材が共にFPプログラムを訪問し、商品開発やプログラムの磨き上げ等に向けた機会を創出するエクスカーショント型の磨き上げを実施する。

【参考】FP 専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP 専用 Instagram：[https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/)

## 3 事業期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という）は、目的及び以下の事項を踏まえ、効果的な業務実施となるよう、随時県と協議、連携しながら進めること。

### （1）参加者の募集

- ①実施時期は、契約締結後から令和9年3月までの間で効果的な日（年末年始を除く平日）を選定すること。
- ②参加者は、以下の区分とする。
  - ・区分1：プレイヤー及びサポート人材（観光協会・市町職員、プレイヤーをサポートする観光関係者など）
  - ・区分2：旅行エージェント
- ③エージェントは、近畿・中四国エージェントの他にも首都圏エージェントの商品造成担当やインバウンド誘客担当、OTAの担当者を含めること。
- ④1回あたりの参加人数は20名程度とする。なお、各行程において、両区分の参加者を必ず含めること。
- ⑤効果的な手段で参加者の募集を行い、必要に応じて県と協議を行うこと。  
また、応募に関する問い合わせに対応すること。
- ⑥参加希望者が定員を超える場合は、公平性及び実効性等を考慮し、必要に応じ選考を行うこと。また、選考結果を通知し、問い合わせにも対応すること。  
なお、選考実施にあたっては、県と十分に協議すること。

### （2）企画・運営

- ①行程の作成にあたっては、両区分の参加者が同一の行程に参加すること。
- ②原則4行程以上実施すること。
- ③1行程につき、2ヶ所以上のFPプログラムを訪問すること。
- ④各参加者の参加目的は下記を想定しており、両者の目的が確実に達成されるよう配慮すること。

- ・区分1参加者：プログラムの磨き上げ、サポートプレイヤーの育成等
  - ・区分2参加者：旅行商品開発、掘り起こし
  - ⑤研修の発着地は兵庫県内とし、借上車を基本とした移動手段とすること。
  - ⑥訪問先プレイヤーと両区分参加者がそれぞれ意見交換を行える時間を設けるなど、参加者同士の交流を促進するための工夫を行うこと。なお、意見交換を進めるためのファシリテーターを1名以上同行させること。
  - ⑦昼食が必要な場合は、効率的な場所を行程上で設定し、内容は任意とする。
  - ⑧参加料は徴収しないが、集合場所までの旅費、昼食・その他飲食に係る費用は参加者負担とする。
  - ⑨参加者とは別に、県職員等の関係者が数名帯同する場合がある。但し費用については本業務委託料に含まない。
  - ⑩実施中は、写真等を撮影し、終了後にデータを県に提供すること。  
なお、写真等は県ウェブサイト、SNS等で国内外へのプロモーションに使用する可能性があるため、事前に参加者の理解を得ておくこと。
  - ⑪終了後は、参加者にアンケートを実施すること。  
また、エージェントに関しては、その後の商品化状況を確認整理し、県に報告すること。
  - ⑫各所への連絡・出欠管理など、一切の事務連絡業務を行うこと。
- (3) 報告書の作成  
業務終了後は、業務実施報告書を作成し、令和9年3月31日までに提出すること。
- (4) 参加者の安全確保
- ・各訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラム内容、活動場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
  - ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
  - ・飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。

## 5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

## 6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送

法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

（2）個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（3）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（4）暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 業務実施上の留意点

- （1）本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで県に提出すること。
- （2）受託者は、委託業務の終了後、業務実施報告書を作成し、県に提出すること。
- （3）受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- （4）業務を実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- （5）受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

なお、本業務の一部についても再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という）に再委託することができる。

また、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- （6）受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。